

いなべ市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく平成25年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

平成26年3月27日

いなべ市監査委員 羽 場 恭 博

いなべ市監査委員 多 湖 克 典

定期監査結果報告書
(保育所・保育園)

いなべ市監査委員

い監査第 255 号
平成26年3月27日

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市監査委員
羽 場 恭 博
多 湖 克 典

平成25年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、保育所、保育園全7所(園)の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象保育所(園)
平成26年2月6日	阿下喜保育所、治田保育所、笠間保育園
平成26年2月13日	員弁東保育園、員弁西保育園、十社保育所、ふじわら保育所

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

保育所、保育園全7所(園)に関する事務の執行や施設の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の主眼

予算の執行が的確で効率的に行われ、かつ、事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。法令等に従って適正に行われているか。行政全般の運営、住民福祉の増進に最小経費で最大効果をあげるため、組織・運営の合理化が図られ、正確性・有効性が生かされているかなどを主眼とした。

第3 監査の方法

各保育所(園)長から提出された資料及び提示のあった関係諸帳簿等の監査及び園舎の視察を実施した。

第4 監査の結果

上記第3のとおり監査を実施した結果、保育所、保育園全7所(園)に係る事務の執行等については概ね適正であると認められた。なお、監査の過程において気付いた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭により善処方を指示した。

1 保育園の状況

(単位：人)

保育所名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
笠間保育園	150	2	13	12	29	36	35	127
治田保育所	90	0	0	12	22	20	31	85
阿下喜保育所	120	4	17	16	24	26	18	105
十社保育所	60	0	0	0	14	15	19	48
員弁西保育園	180	6	13	23	58	55	54	209
員弁東保育園	120	0	0	9	43	42	44	138
ふじわら保育所	140	5	21	23	47	37	33	166
合計	860	17	64	95	237	231	234	878

※ 園児数は、平成26年2月1日現在

2 是正及び改善を要する事項

保育所、保育園全7所(園)について、是正及び改善する箇所は見受けられなかった。

3 事務処理上の注意及び指導事項

(1) 図書管理について

図書の管理台帳を統一し、購入日及び廃棄日を管理されたい。

(2) 会計について

財務会計システム上において、誤って作成した決議書が削除されていない保育所(園)があった。システム操作管理を徹底されたい。

(3) 備品管理について

備品に備品シールが貼られていない保育所(園)が見受けられた。年に1度は備品台帳と突合し、所在の有無を確認されたい。

(4) 遊具等の保守点検について

遊具等の保守点検は、今後も確実に実施し、園児の安全を第一に努められたい。

(5) 安全対策について

緊急時の対応策等は、園児及び職員の安全を確保のため、今後も引き続き訓練等を実施されたい。

以上